

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈」の改正について

1. 改正の背景

近年のインターネット取引の拡大及び玩具等の子供用の製品の安全確保の為、令和6年の通常国会において「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第67号）が成立し、同年6月26日に公布した。

改正法の施行に伴い必要な事項を規定するために「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」等を制定し公布した。

これらの法改正及び関係政省令の改正を踏まえ、現行の消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈を廃止し制定する。

2. 改正の内容

(1) 検査の方式等（本文2関係）

改正後の消費生活用製品安全法第4条第3項第4号において、主務大臣の承認を受けた場合には、古物営業法に規定する古物である子供用特定製品を販売する際に、必要な表示を付すことなく販売することを可能としている。上記申請に必要な事項及び主務大臣が承認する条件を定める。

あわせて、改正後の消費生活用製品安全法第6条第4号において、主務省令で定める要件に該当する製造事業者は特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者は特定製品の製造次号社の指名又は名称及び住所）の届出を不用とし、改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第7条の2第2号にて、その要件の一つとして定期的に検査機関において技術基準適合検査を行い、その検査記録を作成し、保存していることを定めている。「定期的」の意味を明文化し主務省令で定める要件を明確化する。

(2) その他必要な文言修正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和7年6月30日 通達案に係る意見募集開始

令和7年7月29日 意見募集〆切